

府中市自然環境調査員会議要綱

平成28年11月11日

要綱第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自然環境及び生物多様性の保全について、自然環境調査員が意見の交換等を行うため、府中市自然環境調査員会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自然環境調査員」とは、市内の自然環境及び生物多様性の保全に関する活動（以下「市内活動」という。）を行う者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が認めたものとする。

- (1) 公募による市民（市内に勤務し、又は在学する者及び市内活動を行う団体の構成員を含む。）
- (2) 市内活動を行う団体の推薦する者（当該団体の構成員に限る。）

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項について、意見の交換等を行うものとする。

- (1) 市内の動植物の生息状況その他の自然環境の把握に関する事項
- (2) 自然環境及び生物多様性の保全のための普及活動に関する事項

(出席者)

第4条 市長は、自然環境調査員15人以内に対し、会議への出席を求めるものとする。

(意見交換等の方法)

第5条 会議における意見交換等は、市長が指定する日に行うものとする。

2 会議における意見交換等を主宰する者は、生活環境部環境政策課の職員とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

付 則（令和4年9月14日府中市要綱第92号）

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。